

Q1 医療扶助のオンライン資格確認の本格運用開始後(令和6年3月以降)でも、紙の医療券/調剤券が発行されることはあるか。

A1 被保護者がマイナンバーカードを保有していない場合や、医療扶助のオンライン資格確認が未導入の医療機関・保険薬局（以下「医療機関等」といいます。）を受診する場合等においては、紙の医療券/調剤券（以下「医療券等」といいます。）を発行します。

Q2 被保護者が行うこととされている初回利用登録とはどのようなものか。また、初回利用登録を行っていない被保護者が受診した場合、医療扶助のオンライン資格確認はできないのか。

A2 マイナンバーカードで医療扶助のオンライン資格確認をするための利用申込みのことです（健康保険との紐づけと同じです。）。マイナポータルや、医療機関等が設置する顔認証付きカードリーダー等からの申込みが可能です。
後段についてはお見込みのとおりです。従来どおり、紙の医療券等を発行します。

Q3 オンライン資格確認の導入後、被保護者は区役所・支所における医療券等の事前申請は不要となるのか。

A3 オンライン資格確認導入後も、医療券等の事前申請は必要ですので、申請に基づき、医療券等を発行します（医療券等情報を連携します。）。
なお、従来どおり、医療券等は暦月で発行することとされているため、被保護者は受診月ごとに医療券等を申請する必要があります。
なお、被保護者に対して上記内容を周知しています。

Q4 被保護者が区役所・支所の窓口で医療券等の申請をすれば、即時、医療機関等において医療券等情報を確認できるようになるのか。

A4 区役所・支所で医療券等の発行処理をした後、翌開庁日の午後（土日祝日や年末年始を除く）に、医療機関等側で確認できるようになります。
なお、被保護者が医療券等の申請日当日に受診する必要がある場合等、データ連携が間に合わない場合には、被保護者に対して紙の医療券等を交付しますので、紙の医療券等を確認してください。

（次頁に続きます）

Q5 来院(局)した被保護者について、どのように対応すれば良いか。

A 5 被保護者が紙の医療券等を持参した場合は、紙の医療券等を確認してください。
また、オンライン資格確認が利用できる被保護者については、紙の医療券等を交付せず、医療機関等の窓口でマイナンバーカードを提示するように案内しますので、顔認証付きカードリーダー等で被保護者のマイナンバーカードを読み取り、医療券等情報を確認してください。

このほか、マイナンバーカードと紙の医療券等の両方を持参していない被保護者については、お手数ですが、担当の区役所・支所までお問合せください。

Q6 区役所・支所から連携される医療券等情報の中には、他法情報も含まれるのか。

A 6 「単独／併用の種別」、「社会保険の有無」、「感染症法第37条の2の該当有無」及び「後期高齢者医療保険の該当有無」に関する情報は連携しますが、種別が「併用」の場合、該当する他法（例えば、自立支援医療や特定医療費（指定難病）等）の情報は連携しませんので、自立支援医療受給者証や特定医療費受給者証等、国の法律に基づく公費負担医療制度の受給者証を併せて確認してください。

Q7 医療扶助と医療保険を併用している被保護者の資格確認を行った場合には、どのように表示されるのか。

A 7 マイナンバーカードでの資格確認を行った場合には、医療保険と医療扶助の両方の資格が表示されます。ただし、医療保険の保険者や区役所・支所で資格情報の登録が正しく実施されていない場合は、資格が表示されない場合があります。

Q8 休日夜間等緊急診療依頼書は廃止されるのか。

A 8 令和6年3月以降も、休日夜間等緊急診療依頼書による運用は継続します。

Q9 医療要否意見書は、引き続き紙媒体での運用となるか。

A 9 お見込みのとおりです。

Q10 医療扶助のオンライン資格確認は、訪問診療、訪問看護、オンライン診療での運用を予定しているか。

A 10 お見込みのとおり、今後、対応する予定です。